

奈良教育大学図書館運営委員会規則

平成26年3月20日

制 定

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学図書館規則(平成26年奈良教育大学規則第10号)第5条第2項の規定に基づき、奈良教育大学図書館運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学図書館(以下「図書館」という。)に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 予算に関すること。
- 三 所掌する業務に係る規則の制定又は改廃に関すること。
- 四 その他運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 図書館長
- 二 次の各分野から互選された教員
 - ア 教育系1人
 - イ 文科系1人
 - ウ 理科系1人
 - エ 芸体系1人
- 三 教育研究支援課長
- 四 学長が指名する者若干名

2 前項第二号及び第四号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第二号及び第四号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、図書館長をもって充てる。

(副委員長)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、各課の協力を得て、教育研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。